

一般用

特約コード	
-------	--

1. 販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
さ	最低保険料	保険証券記載の最低保険料をいいます。
つ	通知締切日	保険証券記載の通知締切日をいいます。
	通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（ご契約のお車）

（1）当社は、この特約により、記名被保険者が輸送または管理する下記の自動車をご契約のお車とします。

保険証券記載のとおり

（2）当社は、この特約により、本条（1）に定めるご契約のお車を普通保険約款のそれぞれの条項（この保険契約に適用される他の特約を含みます。）のご契約のお車とみなします。

第3条（個々のご契約のお車に係る保険責任の始期および終期）

この特約による当社の、個々のご契約のお車に係る保険責任の始期および終期は、下記のとおりとします。ただし、保険期間内に限ります。

保険証券記載のとおり

第4条（補償の対象となる方－被保険者）

（1）当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）（1）および対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）

（1）の規定にかかわらず、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項において、被保険者を次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者およびその使用人

②

保険証券記載のとおり

③ 本条（1）①または②のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を

一般用

特約コード

監督する者（注 1）。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注 2）または対物事故（注 3）に限ります。

（2）当社は、この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第 3 条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。

① 次のいずれかに該当するご契約のお車の運転者

ア. 記名被保険者またはその使用人

イ. 本条（1）②で特段の定めをした者に同じ（特段の定めのない場合は、該当なし）とします。

② ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故（注 4）または物損事故（注 5）が発生した場合は、ご契約のお車の所有者（注 6）

（注 1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。

（注 2）対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に定める対人事故をいいます。

（注 3）対物事故とは、普通保険約款対物賠償責任条項第 1 条（保険金を支払う場合）に定める対物事故をいいます。

（注 4）人身事故とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する人身事故をいいます。

（注 5）物損事故とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する物損事故をいいます。

（注 6）ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② ご契約のお車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ 上記①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第 5 条（保険金を支払わない場合）

当社は、ご契約のお車が下記の状態にある間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 通常の保険証券記載のとおり過程を著しく逸脱した用途に使用されている間

② 保険証券記載のとおり

第 6 条（通知）

（1）保険契約者は、毎月、通知締切日以前 1 か月間に引き取ったご契約のお車のすべてを、通知日までに、当社所定の書面により当社に通知しなければなりません。

一般用

特約コード	
-------	--

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、第1回の通知については、始期日から第1回の通知締切日までの間に引き取ったご契約のお車のすべてを、最終回の通知については、満期日の直前の通知締切日の翌日から満期日までの間に引き取ったご契約のお車のすべてを、それぞれ当社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者は、本条(1)および(2)の通知に加えて、保険期間の始期におけるご契約のお車のすべてを、第1回の通知日までに、当社所定の書面により当社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者が当社とこの特約または販売用自動車保険(人数方式・車両保険あり)特約を付した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の満期日(注)をこの保険契約の始期日とするときを除きます。

(注) その保険契約の満期日とは、その保険契約が保険期間の途中で解除または解約された場合には、その解除日または解約日とします。

第7条(通知の遅れ、漏れまたは誤り)

第6条(通知)の通知に関し、遅れ、漏れまたは誤りのあったご契約のお車に係る事故による損害または傷害に対しては、保険契約者がその遅れ、漏れまたは誤りが保険契約者の故意および重大な過失によらなかったことを証明できなかった場合は、当社は、保険金を支払いません。この場合においても、保険契約者は、そのご契約のお車に対する保険料を異議なく払い込むものとします。

第8条(保険料の払込み)

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定は適用しません。
- (2) 当社は、第6条(通知)(1)または(2)の規定による通知を受領した場合は、その定めるところに従い、保険契約者に保険料を請求します。
- (3) 保険契約者は、本条(2)の保険料の全額を、毎月、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が本条(3)の規定に違反した場合は、当社は、その払い込むべき保険料が払い込まれていないご契約のお車に係る事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第9条(最低保険料)

- (1) 次の期間において、第6条(通知)(1)または(2)の規定により通知された台数に基づく保険料が最低保険料に満たない場合は、保険契約者は、その差額を当社に払い込まなければなりません。

① 保険期間の始期から1年間

一般用

特約コード

② この保険契約が第 1 1 条（当社からの保険契約の解除）、普通保険約款基本条項第 1 2 条（保険契約者からの保険契約の解約）から第 1 4 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）まで、またはこの普通保険約款に適用される他の特約により解除または解約された場合は、保険期間の始期から解除または解約された時までの期間

（2）保険契約者は、本条（1）の規定により払い込むべき保険料については、本条（1）①による場合は、満期日以後最初に到来する通知締切日に対応する払込期日までに、本条（1）②による場合は、この保険契約が解除または解約された時に、それぞれ払い込まなければなりません。

第 1 0 条（帳簿等の閲覧）

当社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。

第 1 1 条（当社からの保険契約の解除）

（1）当社は、普通保険約款基本条項に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 第 7 条（通知の遅れ、漏れまたは誤り）に該当する場合
- ② 第 8 条（保険料の払込み）（3）の規定に違反した場合
- ③ 正当な理由がなく第 1 0 条（帳簿等の閲覧）に規定する当社による閲覧を拒んだ場合

（2）本条（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、解除が本条（1）①によるものである場合は、その解除が第 7 条（通知の遅れ、漏れまたは誤り）の通知の遅れ、漏れまたは誤りのあったご契約のお車以外のご契約のお車に係る事故の発生後になされたときでも、当社は、通知に遅れ、漏れまたは誤りがあった通知日に対応する通知締切日の 1 か月前の応当日の翌日以後（注）に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

（注）通知締切日の 1 か月前の応当日の翌日以後とは、通知に遅れ、漏れまたは誤りがあった通知日が第 1 回の通知日である場合は、始期日以後とします。

第 1 2 条（普通保険約款および他の特約との関係）

（1）この特約については、普通保険約款基本条項第 1 4 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① （1）③	保険契約者または被保険者（注 1）	保険契約者

一般用

特約コード	
-------	--

② (2)	その被保険者に係る部分	その被保険者に係る部分（記名被保険者について①に該当する事由がある場合にはその者を記名被保険者とするご契約のお車に係る部分とし、車両条項の被保険者について①に該当する事由がある場合にはその被保険者の所有するご契約のお車に係る部分とします。）
③ (4)	本条（1）の規定による解除	本条（1）または（2）の規定による解除
④ (5)	本条（2）の規定による解除	本条（2）の規定による解除（記名被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合を除きます。）
⑤ (注3)	対物賠償責任条項または	対物賠償責任条項、車両条項または
	被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。	被保険者（この保険契約に適用される販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約に定める被保険者を含みます。）をいいます。

（2）この特約の適用においては、当社は、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第2条（保険金を支払う場合）または対物超過修理費用特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）の規定を次のとおり読み替えます。

読替前	読替後
ご契約のお車の運転者には、記名被保険者の承諾を得ないでご契約のお車を運転中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。	ご契約のお車の運転者とは、次のいずれかに該当するご契約のお車の運転者に限ります。ただし、記名被保険者の承諾を得ないでご契約のお車を運転中の者を除きます。 ① 記名被保険者またはその使用人 ② 販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約第4条（補償の対象となる方—被保険者）（1）②で特段の定めをした者に同じ（特段の定めのない場合は、該当なし）とします。

一般用

特約コード	
-------	--

2. 販売用自動車等に関する特約

「用語の説明」

この特約およびこの保険契約の普通保険約款に適用される他の特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この保険契約の普通保険約款に適用される他の特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
し	受託自動車	委託を受けて輸送または管理する自動車（注）をいいます。 （注）委託を受けて輸送または管理する自動車とは、この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約が適用される場合、同特約第2条（ご契約のお車）（1）に定める自動車（販売用自動車および特定試験使用自動車を除きます。）は、委託を受けて輸送または管理する自動車とみなします。
と	特定試験使用自動車	試験（注）に使用する自動車をいいます。 （注）試験とは、この保険契約に特定試験使用自動車保険（台数方式）特約、特定試験使用自動車保険（仮登録番号標方式）特約または販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約が適用される場合における、これらの特約に定める試験をいいます。
は	販売用自動車	販売の目的をもって製造、輸送または管理する自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車が販売用自動車、受託自動車または特定試験使用自動車である場合に適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定にかかわらず、ご契約のお車に危険物（注1）を業務（注2）として積載すること、またはご契約のお車が、危険物（注1）を業務（注2）として積載した被牽引自動車を牽引することによって発生した損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

一般用

特約コード	
-------	--

(注2) 業務とは、家事を除きます。

第3条 (他の特約の不適用)

当社は、この特約により、次に掲げる特約は適用しません。

- ① 他車運転特約
- ② 他車運転 (二輪・原付) 特約
- ③ 臨時代替自動車特約
- ④ ご契約のお車の入替自動補償特約
- ⑤ 特殊車「車両」補償範囲特約
- ⑥ 危険物積載「対物賠償」限度額 (10 億円) 特約
- ⑦ 車両価額協定保険特約
- ⑧ 継続手続忘れサポート特約

3. 販売用自動車等に関する「対人賠償」特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車または陸送受託自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用があること。

第2条 (対人賠償支払責任に関する特則)

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条 (保険金を支払う場合) (2) の規定にかかわらず、1回の対人事故 (注1) による同条 (1) の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額 (注2) がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額 (注2) を超過するときに限り、その超過額に対してのみ対人賠償保険金を支払います。

(2) 当社は、この特約により、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合であっても、ご契約のお車がその締結をしなければならない自動車でないときは、普通保険約款対人賠償責任条項第7条 (当社による解決) (3) ②の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

(注1) 対人事故とは、普通保険約款対人賠償責任条項第1条 (保険金を支払う場合) (1) に定める対人事故をいいます。

(注2) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等の契約を締結しなければならない自動車であるにもかかわらず、その締結をしていない場合においては、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

一般用

特約コード	
-------	--

4. 販売用自動車等の自損傷害特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	自損傷害保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および医療保険金をいいます。
ち	治療日数	入院または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注1）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。ただし、診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 ① 長管骨（注2）および ^{せき} 脊柱 ② 長管骨（注2）に接続する三大関節（注3）部分 ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。 ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。 （注1）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベストをいいます。 （注2）長管骨とは、上腕骨、 ^{とう} 橈骨、尺骨、大腿骨、 ^{けい} 脛骨および腓骨をいいます。 （注3）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車、受託自動車または特定試験使用自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用があること。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（支払保険金の計算）（1）の表の「支払事由」に該当する場合であって、それによってその被保険者に発生した損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約に従い、被保険者に自損傷害保険金を支払います。ただし、自損傷害保険金のうち死亡保険金については、その被保険者の法定相続人に支払います。

① ご契約のお車の運行に起因する事故

② 本条①以外で、ご契約のお車の運行中の事故。ただし、被保険者がご契約のお車の正規の乗車装置（注1）またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限ります。

（注1）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。

（注2）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者としします。ただし、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者は含みません。

① ご契約のお車の所有者（注1）

② ご契約のお車の運転者（注2）

③ 本条（1）①および②以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置（注3）またはその装置のある室内（注4）に搭乗中の者

（2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

（注1）所有者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第3項に定める所有者をいいます。

（注2）運転者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

（注3）正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。

（注4）その装置のある室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ 本条（1）③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 本条（1）①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑥ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所（注6）において使用（注7）すること。

（2）当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
- ② 被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
- ③ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注8）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
- ④ 被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
- ⑤ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に発生した傷害
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害

（3）当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、自損傷害保険金を支払いません。

（4）当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注9）に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

（注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

一般用

特約コード

- (注 3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注 4) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注 5) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注 6) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所には、全開走行（アクセルを全開にした状態での走行）、ドリフト走行等、競技または曲技に類する走行を行うことを目的とする場所（試験を行うことを目的とする場所を除きます。）を含みます。
- (注 7) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注 8) 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物をいいます。
- (注 9) 創傷感染症とは、^{たんどく}丹毒、^{りんぼせんえん}淋巴腺炎、^{はいけつしやう}敗血症、^{はしやうふう}破傷風等をいいます。

第 5 条（支払保険金の計算）

- (1) 1 回の事故につき、当社は次表に定めるところに従い、自損傷害保険金を支払います。

区分	支払事由	支払保険金の額
① 死亡保険金	死亡した場合	1,500 万円とします。ただし、1 回の事故につき、同一被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
② 後遺障害保険金	普通保険約款<別表 1>後遺障害等級表の 1 または<別表 1>の 2 に掲げる後遺障害が発生した場合	この特約の<別表 1>後遺障害等級別保険金支払額表の 1 または<別表 1>の 2 のそれぞれの等級に定める保険金支払額
③ 介護費用保険金	次のいずれかに該当する後遺障害が発生し、かつ、介護を必要とすると認められる場合。ただし、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合および普通保険約款<別表 1>後遺障害等級表の 1 の第 1 級または第 2 級に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。 ア. 普通保険約款<別表 1>後遺障害等級表の 2 の第 1 級また	200 万円

一般用

特約コード

	は第 2 級に掲げる後遺障害 イ. 普通保険約款<別表 1>後遺 障害等級表の 2 の第 3 級③ま たは④に掲げる後遺障害	
④ 医療保険金	事故の発生の日からその日を含 めて 1 8 0 日以内に治療を要し た場合	次のいずれかの額 ア. 治療日数が 1 日以上 5 日未 満の場合は、5, 0 0 0 円 イ. 治療日数が 5 日以上となっ た場合は、傷害を被った部位 およびその症状に応じて、こ の特約の<別表 2>医療保 険金支払額表に定める額。た だし、5 日目の治療を受けた 日が事故の発生の日からそ の日を含めて 1 8 0 日以内 の場合に限ります。

(2) 本条 (1) ①の規定に従い、死亡保険金を支払う場合で、被保険者の法定相続人が 2 名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

(3) 同一事故により、普通保険約款<別表 1>後遺障害等級表の 2 に掲げる 2 種以上の後遺障害が発生した場合には、最も重い後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の<別表 1>後遺障害等級別保険金支払額表の保険金支払額を後遺障害保険金として支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級に対応する保険金支払額とします。

- ① 第 1 級から第 5 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級
- ② 本条 (3) ①以外の場合で、第 1 級から第 8 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級
- ③ 本条 (3) ①および②以外の場合で、第 1 級から第 1 3 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払額の合計額が最も重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対応する保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。

(4) 当社は、本条 (3) に定める事項のほか、自動車損害賠償保障法 (昭和 3 0 年法律第 9 7 号) に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行い、その等級に対応するこの特約の<別表 1>後遺障害等級別保険金支払額表の保険金支払額を後遺障害保険金として支払います。

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被ったことによって、さらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

一般用

特約コード

後遺障害保険金の額 =

普通保険約款<別表 1>後遺障害等級表の 1 または<別表 1>の 2 に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の<別表 1>後遺障害等級別保険金支払額表の保険金支払額

— 既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の<別表 1>の保険金支払額

- (6) 同一事故により発生した後遺障害が本条 (1) ③ア、およびイ、のいずれにも該当する場合であっても、当社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。
- (7) 本条 (1) ④の治療日数には、臓器の移植に関する法律 (平成 9 年法律第 104 号) 第 6 条 (臓器の摘出) の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 (注) であるときには、その処置日数を含みます。
- (8) この特約の<別表 2>医療保険金支払額表のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (9) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、この特約の<別表 2>医療保険金支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。
- (注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第 6 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

次のいずれかに該当する事由により第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合は、当社は、その事由がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響があったこと。
- ② 被保険者が第 2 条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響があったこと。
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第 7 条 (当社の責任限度額等)

- (1) 1 回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第 5 条 (支払保険金の計

一般用

特約コード

算) および第 6 条 (他の身体の障害または疾病の影響) の規定による額とし、1, 5 0 0 万円を限度とします。

(2) 1 回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第 5 条 (支払保険金の計算) および第 6 条 (他の身体の障害または疾病の影響) の規定による額とし、2, 0 0 0 万円を限度とします。

(3) 当社は、本条 (1) および (2) に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、1 回の事故につき、第 5 条 (支払保険金の計算) および第 6 条 (他の身体の障害または疾病の影響) の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

第 8 条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合は、当社は次に定める額を自損傷害保険金の額とします。この場合において、介護費用保険金、医療保険金ならびに死亡保険金および後遺障害保険金に区分して算出するものとします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 (注)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額 (注) のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (注) を限度とします。

(注) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 9 条 (保険金の請求)

当社に対する自損傷害保険金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が発生した時
③ 介護費用保険金	被保険者に後遺障害が発生した時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 3 0 日を経過した時以降とします。
④ 医療保険金	治療日数が 1 日以上 5 日未満の場合
	治療日数が 5 日以上となった場合

第 1 0 条 (代位)

一般用

特約コード

当社が自損傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第 1 1 条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第 1 4 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (2) ②	損害（注 5）	傷害
② (5)	次の損害	次の損害または傷害
	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害	販売用自動車等の自損傷害特約に基づき保険金を支払うべき傷害
	被保険者に発生した損害（注 5）	被保険者に発生した傷害
	損害（注 5）に対して	傷害に対して
③ (注 3)	人身傷害条項	販売用自動車等の自損傷害特約
④ (注 4)	人身傷害条項	販売用自動車等の自損傷害特約

第 1 2 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

<別表 1> 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第 1 級	2, 0 0 0 万円
第 2 級	1, 5 0 0 万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第 1 級	1, 5 0 0 万円	第 8 級	4 7 0 万円
第 2 級	1, 2 9 5 万円	第 9 級	3 6 5 万円
第 3 級	1, 1 1 0 万円	第 1 0 級	2 8 0 万円
第 4 級	9 6 0 万円	第 1 1 級	2 1 0 万円
第 5 級	8 2 5 万円	第 1 2 級	1 4 5 万円
第 6 級	7 0 0 万円	第 1 3 級	9 5 万円
第 7 級	5 8 5 万円	第 1 4 級	5 0 万円

<別表 2> 医療保険金支払額表

部位および症状	支払保険金の額
① 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、 せき 脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	5 0 万円

一般用

特約コード

② 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、 眼球の破裂	2 5 万円
③ 骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・ ^{せき} 脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・ 下肢の腱・筋・靱帯の断裂	1 5 万円
④ 打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③まで以外のもの	5 万円

注 1. 「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注 2. ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注 3. ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注 4. ここでいう「上肢」とは、肩関節から手の指先までの部位をいいます。

注 5. ここでいう「下肢」とは、股関節から足の指先までの部位をいいます。

注 6. ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注 7. ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注 8. ここでいう「脱臼」とは、関節面相互の位置関係が正常ではなくなった状態をいいます。なお、これ以外の歯牙または爪の脱臼は含みません。

注 9. ここでいう「上肢・下肢の腱・筋・靱帯」には、上腕骨または大腿骨に付着する腱・筋・靱帯を含みます。

注 10. ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靱帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

5. 販売用自動車等に関する「対物賠償」特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。
- ② この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約、販売用自動車保険（人数方式・車両保険あり）特約、販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約またはタクシー代行受託自動車保険特約が適用されていること。

第 2 条（対物賠償支払責任に関する特則）

- （1）当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第 1 条（保険金を支払う場合）および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第 2 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他のご契約のお車を損壊させた場合には、それにより被保険者が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注 1）を負担することによって被る損害に対しては、対物賠償保険金および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金を支払いません。

一般用

特約コード	
-------	--

(2) 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他のご契約のお車を損壊させた場合には、それにより同特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）に規定する被保険者が被る損害（注2）に対して同特約の規定による物損救済費用保険金を支払いません。

(3) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合）(3)①および不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第4条（保険金を支払わない場合）(3)①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊した場合には、それにより被保険者（注3）が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用（注1）を負担することによって被る損害に対して対物賠償保険金または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。ただし、本条（1）に定める場合を除きます。

(4) 当社は、この特約により、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第5条（保険金を支払わない場合）(6)①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有、使用または管理する財物が損壊した場合には、それにより同特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）に規定する被保険者が被る損害（注2）に対して同特約の規定による物損救済費用保険金を支払います。ただし、本条（2）に定める場合を除きます。

(注1) 被害者救済費用とは、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約「用語の説明」に規定する被害者救済費用をいいます。

(注2) 損害とは、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第7条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

(注3) 被保険者とは、記名被保険者の業務に従事中の使用人を除きます。

6. 販売用自動車等に関する「搭乗者傷害」特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車、受託自動車または特定試験使用自動車であること。
- ② この保険契約に搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約または搭乗者傷害（入通院／日数）特約のいずれかが適用されていること。

第2条（搭乗者傷害特約適用の特則）

(1) 当社は、この特約により、搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）(1)の規定中「極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗

一般用

特約コード

中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者」とあるのは「極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者」と読み替えます。

(2) 当社は、この特約により、搭乗者傷害（入通院／日数）特約第3条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定中「極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者」とあるのは「極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者」と読み替えます。

7. 販売用自動車の価額に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
- ③ この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約または販売用自動車保険（人数方式・車両保険あり）特約が適用されていること。

第2条（販売用自動車の価額）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項「用語の説明」のご契約のお車の価額における市場販売価格相当額を、当社と保険契約者との間で協定した価額として、同条項（同条項に適用される他の特約を含みます。）を適用します。

8. 販売用自動車の付属機械装置に関する「車両損害」特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ふ	付属機械装置	普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する付属品の④に定める付属機械装置をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② ご契約のお車に付属機械装置が定着（注1）または装備（注2）されていること。
- ③ この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
- ④ この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約または販売用自

一般用

特約コード

自動車保険（人数方式・車両保険あり）特約が適用されていること。

（注 1）定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

（注 2）装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。

第 2 条（付属機械装置の特則）

（1）当社は、この特約により、普通保険約款車両条項「用語の説明」に規定する付属品の④の規定にかかわらず、付属機械装置の価額が、車両保険金額に含まれている場合に限り、付属機械装置を同条項「用語の説明」に規定する付属品に含めるものとします。

（2）当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、本条（1）の規定によりご契約のお車に含まれる付属機械装置については、次のいずれかに該当する場合に限り、損害に対して車両保険金を支払います。

- ① ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合
- ② 火災または盗難によって損害が発生した場合

9. 販売用自動車の船舶・航空機輸送「車両損害」対象外特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ふ	フェリーボート	官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、ご契約のお車が航空機または船舶によって輸送されている間（注）に発生した損害に対しては、車両保険金を支払いません。ただし、その船舶がフェリーボートである場合を除きます。

一般用

特約コード	
-------	--

(注) 航空機または船舶によって輸送されている間には、積込みまたは積下ろし中を含みます。

第3条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第7条（費用）⑤の規定中「船舶」とあるのは「フェリーボート」と読み替えるものとします。

10．販売用自動車の風水雪害・ひょう害「車両損害」対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によってご契約のお車に発生した損害に対しては、車両保険金を支払いません。

- ① 台風、竜巻、旋風、暴風、暴風雨、暴風雪、豪雨、豪雪、洪水または高潮による風害、水害または雪害
- ② 雹害^{ひょう}
- ③ 河川、水路、ダム、貯水池もしくは湖沼からの出水または堤防、防潮堤等の決壊による水害
- ④ 本条①から③までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

11．販売用自動車等の車両損害の代位に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
- ② この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約、販売用自動車保険（人数方式・車両保険あり）特約、販売用自動車の特定危険限定（確定保険料方式）特約、販売用自動車の特定危険限定（在庫高通知方式）特約、特定試験使用自動車保険（仮登録番号標方式）特約またはタクシー代行受託自動車保険特約が適用されていること。

一般用

特約コード

第2条（車両損害の代位に関する特則）

当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第25条（代位）（3）ただし書の規定にかかわらず、被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、ご契約のお車を正当な権利により使用または管理していた下記に定める者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当社はその権利を行使することができます。

- ① 下記の者の故意または重大な過失によって発生した損害
- ② 下記の者が法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に発生した損害
- ③ 下記の者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に発生した損害
- ④ 下記の者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に発生した損害

保険証券記載のとおり

（注）指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

12. 販売用自動車の盗難対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

- （1）この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。
- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
 - ② ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車であること。
 - ③ この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
 - ④ この保険契約に販売用自動車の特定危険限定（確定保険料方式）特約または販売用自動車の特定危険限定（在庫高通知方式）特約が適用されていないこと。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。
- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
 - ② ご契約のお車が本条（1）②に該当しないこと。
 - ③ この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

一般用

特約コード

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）および普通保険約款に適用される他の特約の規定にかかわらず、ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車または下記に該当する場合は、ご契約のお車の盗難によって発生した損害（注）に対しては、車両保険金を支払いません。

保険証券記載のとおり

（注）ご契約のお車の盗難によって発生した損害には、ご契約のお車が発見されるまでの間に発生した損害および普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）

（注）に規定するご契約のお車の盗難によって発生した損害を含みます。

13．販売用自動車のタイヤ単独損害特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	新車	製造されてから最終需要者に引き渡されるまでの販売過程にある新規の自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第4条（保険金を支払わない場合）（2）⑤の規定にかかわらず、ご契約のお車が新車である場合は、ご契約のお車のタイヤ（注）に発生した損害に対して、普通保険約款車両条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）に従い、車両保険金を支払います。

（注）タイヤには、チューブを含みます。

14．販売用自動車の船舶積込み中「車両損害」特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記

一般用

特約コード

載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
- ③ この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約または販売用自動車保険（人数方式・車両保険あり）特約が適用されていること。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、販売用自動車の船舶・航空機輸送「車両損害」対象外特約の規定にかかわらず、ご契約のお車が下記に該当する場合は、ご契約のお車について船舶に積込み中に発生した損害に対して車両保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

15．販売用自動車の保険金請求等に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約、販売用自動車保険（人数方式・車両保険あり）特約、販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約、販売用自動車の特定危険限定（確定保険料方式）特約または販売用自動車の特定危険限定（在庫高通知方式）特約が適用されていること。

第2条（保険金の請求）

この保険契約に基づく保険金の請求は、下記の者を経由して行うものとします。

保険証券記載のとおり

第3条（保険金等の請求を受けた場合）

当社は、被保険者または第三者から保険金または損害賠償額の請求を直接受けた場合は、第2条（保険金の請求）に定める者のいずれかに遅滞なくその旨を通知するものとします。

16．販売用自動車の貸与中（台数方式）特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

一般用

特約コード	
-------	--

- ① ご契約のお車が販売用自動車であること。
- ② この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約が適用されていること。

第 2 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約第 5 条（保険金を支払わない場合）①の規定に該当する場合であっても、ご契約のお車が顧客に貸与されている間に発生した事故による損害または傷害に対しては、同特約の定めるところにより、保険金を支払います。

第 3 条（補償の対象となる方—被保険者）

当社は、この特約により、販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約第 4 条（補償の対象となる方—被保険者）に定める被保険者のほか、ご契約のお車を貸与されている顧客を被保険者とします。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用がある場合は、そのご契約のお車を貸与されている顧客が、そのご契約のお車を運転中である場合に限りま

第 4 条（他の特約との関係）

- （1）この特約については、販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約第 1 2 条（普通保険約款および他の特約との関係）の規定中「販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約」とあるのは「販売用自動車の貸与中（台数方式）特約」と読み替えます。
- （2）この特約の適用においては、販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約第 1 2 条（普通保険約款および他の特約との関係）（2）にかかわらず、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約第 2 条（保険金を支払う場合）または対物超過修理費用特約第 3 条（補償の対象となる方—被保険者）の規定を次のとおり読み替えます。

読替前	読替後
ご契約のお車の運転者には、記名被保険者の承諾を得ないでご契約のお車を運転中の者および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。	ご契約のお車の運転者とは、ご契約のお車を運転中の顧客に限りま

1 7．陸送受託自動車の車両保険金支払に関する特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車が陸送受託自動車であること。

一般用

特約コード	
-------	--

- ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があること。
- ③ この保険契約に販売用・陸送自動車等自動車保険（台数方式）特約またはタクシー
代行受託自動車保険特約が適用されていること。

第 2 条（車両保険金の支払）

当社は、この特約により、車両保険金の支払は、保険契約者を經由して行うものとします。ただし、保険契約者が普通保険約款基本条項第 14 条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当し、同条（1）の規定による解除がなされた場合を除きます。

第 3 条（車両保険金の請求を受けた場合）

当社は、被保険者（注）から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を保険契約者に通知するものとします。ただし、第 2 条（車両保険金の支払）ただし書の規定が適用される場合を除きます。

（注）被保険者とは、普通保険約款車両条項第 2 条（補償の対象となる方＝被保険者）に定める被保険者をいいます。

第 4 条（車両保険金の支払に関する特則）

当社は、ご契約のお車に、他の車両保険契約等（注）がある場合には、他の車両保険契約等（注）に優先して車両保険金を支払うものとします。

（注）他の車両保険契約等とは、この車両保険契約と全部または一部に対して支払責任を同じくする他の車両保険契約または車両共済契約をいいます。